

# 大阪市に於ける 技術向上運動に就て

大阪市技師 日笠育夫

時局の重大性に鑑み大阪市の全技術者は技術の進歩を圖つて時艱を克服すべく、結束して技術向上運動を興す事となつた。幸ひ全國技術者諸氏の協力を得、此運動をして最も有意義ならしめ度、茲に其大要を記す事とした。

## 運動の趣旨

事業第一主義は我が大阪市の誇るべき傳統である。この光輝ある傳統は現下の非常時局に際會して、益々その重要性を増大するものと云はねばならない。事業第一主義はその基礎として優秀な技術の存在を缺くべからざる要件とする。即ち卓越せる技術の存在に依つてのみ事業第一主義の成果を完ふし得るものと云はねばならない。

時偶々國民精神總動員運動が澎湃として、全國に起り時艱に對ふる國民の愛國赤誠を具現しつゝある。本市に於ても既に「國民精神總動員大阪市實行委員會」が組織せられ、300萬市民を擧げて愛國の熱意を披瀝しつゝあるのであるが、殊に公職に身を奉ずる我々市職員としては率先この運動の實踐を期して去る10月6日職員大會に於てその決意を固くした次第である。

この技術向上運動は、この新しき時潮と使命に適應すべき技術水準の開拓を意味するものであり、本市傳統の事業第一主義を擴充して時艱に對處せんとする努力の一の表現に外ならない。是れ茲に本市土木、建築、電氣、機械等の全技術部門を擧げて技術精神の陶冶、技術の向上を圖り、以て非常時産業都を擔ふ市政の使命の完全なる遂行とその携みな



き發展とを期せんとする所以である。

されば本運動は、この使命達成への全市技術職員及び一般職員の熱意の綜合であり、形式的、一時的の週間行事ではなく、永續的、恒常的に技術水準の向上を追求する運動でなければならぬ。11月15日より1週間の技術振興週間は單にその烽火であつて、之に引續き各種の方法を以て、歩一歩技術の進歩と向上の歩武を進め、高き技術的水準の實現と維持を計り、永く本運動の成果の確保に努めねばならぬ。

## 主要目標及び實施事項

### (一) 技術の向上

本運動の中心は本市技術の進歩を以て、時艱を克服せんとするにある。凡そ技術的進歩の根幹を爲すものは技術者の士氣の振作、積極的精神の高調であつて、本運動に於ても、先づ技術精神の陶冶を圖り技術の使命の自覺を促し、向上せんとする熱意の迸りを以て技術の向上に邁進せんとするものである。熾烈にして、不撓堅忍持久の研究的態度が要求せられる次第である。實施要目は次の如きものがある。

- 1 時局の認識と技術奉公の精神に依る士氣の振作
- 2 新工法、新工夫の奨勵
- 3 其の他研究の奨勵

- 4 本市、官公署及び民間技術の見學
- 5 講演會、座談會及び講習會の開催
- 6 工事計畫の確立と遂行
- 7 設計入念、設計恪循

## (二) 現場の振興

各種技術の改善は結局現場に於てその實を結ぶものであり、現場の振興による更新なくしては百の技術向上も益なきものである。技術者の士氣の振作、現場の規律、整備、協力訓練、能率之を要するに現場の活潑、積極にして規制ある活動こそ、本運動の出發點にして同時に最終の目標たるものである。このために實施すべき事項は次の如くである。

- 1 技能の鍛鍊
- 2 工事監督者の教養訓練
- 3 現場の規律及び數理
- 4 現場の無事故
- 5 請負人、商人等に對する適正なる監督と協力

## (三) 物資の愛護

國防資材の愛護、物資の節約は今や國家的必要として強調せられる。技術の向上と相俟つて日常不斷些少の注意を吝まずして、物資の愛護を圍り所定の任務の遂行に努めねばならない。この爲に實施すべき事項は次の各項である。

- 1 工費の節約、再用品の奨勵
- 2 國産の愛用、國防資源の愛護
- 3 材料使用計畫の確立と遂行
- 4 不用品の整理及び各部課間の融通
- 5 備品の愛護、消耗品材料の節約

## (四) 協力協調

個々の技術的改善は、同時に之を運用する組織と人の融和協力を俟つて、始めて新銳の利器たり得るものである。これなくしては本運動の何れの目標も達するに由ない。即ち各技術部門、技術と事務、監督者と被監督者、

市民と市事業等技術の全面に溢れる相互の理解と協力は、技術向上運動の重要な實踐的項目でなければならない。

- 1 各技術部門相互間の協力協調
- 2 技術事務の改善
- 3 技術と事務の連絡
- 4 監督者と被監督者の協調

## (五) 市民への奉仕

市技術の終局目的は市事業の淀みなき施行であり、市事業は市民への奉仕に外ならない。時局に藉口する徒らなる事業の遷延は容認せらるべきものではない。

技術の向上、能率の増進に依つて市民の銑後の活動に支障なからしめ、懇切叮嚀を旨として市民の理解と、援助を得て事業の進捗を圖ること、是れ技術向上運動の非常時市政に酬ゆる所以であり、又最も忠實なる報國の途である。

- 1 現場の清掃整頓
- 2 交通安全
- 3 工期の確守、完成の促進
- 4 工事事務の迅速
- 5 一般市民への親切

## 實施の時期

振興週間	自昭和12年11月15日 至昭和12年11月21日
向上運動	自昭和12年11月22日 至昭和13年4月上旬

振興週間は本運動の劈頭に於て、現場及設計計畫の全技術部門を通じ技術の使命と本分に對する認識を明かにし、その改善向上の第一歩を力強く印するものとして、上記の期間を以て之に當て、本運動の出發點たらしめやうとする。

向上運動は技術水準の一般的向上とその維持を目標とするものであるから、相當長期に亙り着々その工を進める必要がある。そこで本運動の期を約6箇月とし振興週間の終了後明年4月上旬迄之を繼續せんとする。